環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告　示

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した一般財団法人日本繊維製品品質技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十七年八月十三日

消防庁長官　佐々木敦朗

一　変更後の代表者の氏名

奥田　利治

二　変更の日

平成二十七年六月二十五日

○外務省告示第二百八十七号

平成二十七年七月二十八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったバンガロール上下水道整備計画（第二期第一段階）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十八号

平成二十七年七月二十八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったバンガロール上下水道整備計画（第二期第二段階）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年七月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十九号

平成二十七年七月二十八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年七月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十号

平成二十七年七月三十日にアンタナナリボ（マダガスカル）で、第二次気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリシャス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次気象レーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　角田崇成在モーリシャス臨時代理大使

モーリシャス側　サイレッシュ・ラムチューン在マダガスカル　モーリシャス臨時代理大使

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十一号

平成二十七年七月三十一日にルアンダで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、アンゴラ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアンゴラ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百三十六億四千万円（二三、六四〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、ＪＩＣＡとアフリカ開発銀行により準備された電力セクター改革支援プログラムの下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてアンゴラ共和国政府を支援することを目的として、日本国の関係法令に従って、アンゴラ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、アンゴラ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、改革計画の実施を支援することを目的として、アンゴラ共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　アンゴラ共和国政府は、アンゴラ共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をアンゴラの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、アンゴラ共和国政府の国家予算に編入される。

5　アンゴラ共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　アンゴラ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　アンゴラ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してアンゴラ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　アンゴラ共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　アンゴラ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をアンゴラ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月三十一日にルアンダで

在アンゴラ共和国

日本国臨時代理大使　近藤猛

アンゴラ共和国外務協力副大臣

マリア・アンジェラ・テイシェイラ・デ・アルヴァ・セケイラ・ブラガンサ

閣下

（アンゴラ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。